# 令和7年度 連合会 役員名簿

### 【令和7年4月1日現在】

## (任期:令和6年6月25日定時総会以降~令和8年6月定時総会終結時)

|               | 所属校·役職名         | 氏名      | 備考                        |
|---------------|-----------------|---------|---------------------------|
| 代表理事<br>(会長)  | 岐阜工業高等専門学校長     | 大塚 友彦   | 国立高専機構推薦者                 |
| 代表理事<br>(副会長) | 大阪公立大学工業高等専門学校長 | 秋田 成司   | 全国公立高専協会会長                |
| 代表理事<br>(副会長) | サレジオ工業高等専門学校長   | 小島 知博   | 日本私立高専協会会長                |
| 代表理事<br>(副会長) | 鹿児島工業高等専門学校長    | 上田 悦子   | 国立高専機構推薦者                 |
| 理事            | 神戸市立工業高等専門学校長   | 林 泰三    | 体育大会担当理事/<br>競技運営専門委員会委員長 |
| 理事            | 大分工業高等専門学校長     | 坪井 泰士   | 第60回体育大会担当校<br>※令和7年度限り/  |
| 理事            | 木更津工業高等専門学校長    | 先村 律雄   | ロボコン競技委員長                 |
| 理事            | 松江工業高等専門学校長     | 和田 清    | 第36回プロコン主管校<br>※令和7年度限り   |
| 理事            | 福井工業高等専門学校長     | 長谷川 章   | 第22回デザコン主管校<br>※令和7年度限り   |
| 理事            | 津山工業高等専門学校長     | 佐藤 貴哉   | 第19回英語プレコン主管校<br>※令和7年度限り |
| 理事            | 函館工業高等専門学校長     | 清水 一道   | 北海道地区代表理事                 |
| 理事            | 鶴岡工業高等専門学校長     | 太田 道也   | 東北地区代表理事                  |
| 理事            | 長岡工業高等専門学校長     | 小林 幸夫   | 関東信越地区代表理事                |
| 理事            | 沼津工業高等専門学校長     | 岡田 哲男   | 東海北陸地区代表理事                |
| 理事            | 舞鶴工業高等専門学校長     | 林 康裕    | 近畿地区代表理事                  |
| 理事            | 宇部工業高等専門学校長     | 金寺 登    | 中国地区代表理事                  |
| 理事            | 高知工業高等専門学校長     | 江口 忠臣   | 四国地区代表理事                  |
| 理事<br>(再掲)    | (大分工業高等専門学校長)   | (坪井 泰士) | 九州沖縄地区代表理事                |
| 監事            | 秋田工業高等専門学校長     | 高橋 雅之   |                           |
| 監事            | 和歌山工業高等専門学校長    | 井上 示恩   |                           |

役員任期:令和6年6月定時総会終結時以降~令和8年6月定時総会終結時 その後の継続は令和8年6月定時総会終結時以降~令和10年6月定時総会終結時

※事業担当理事(体育大会、プロコン、デザコン、英語プレコン)は年度ごとに交代

※地区代表理事は、各地区から選出された者(校長)

#### (参考:一般社団法人全国高等専門学校連合会定款 第24条)

### (役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会(第12条第2 項に規定する通常総 会のうち6月に招集することを常例とするものをいう。以下同じ。)の終結の時までとし、再 任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までと し、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。 5 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任さ れた者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。